

都市計画案に対する意見書の要旨及び市の回答

都市計画の種類及び名称 美濃加茂都市計画第一種市街地再開発事業の決定

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画案の縦覧・意見書の提出	令和7年5月12日から 令和7年5月26日まで 美濃加茂市役所 建設水道部 都市計画課	4件

【意見書の要旨と市の回答】

美濃太田駅南地区第一種市街地再開発事業に対する意見

意見書の要旨	市の回答
○建築費高騰等により市街地再開発事業の事業費が高くなり、市の支出金額が増えることが懸念されるため、事業に反対である。	○美濃太田駅周辺地区は、市の基本計画である第6次総合計画、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、にぎわい・活力を向上させる拠点と位置づけられており、美濃太田駅南地区を活性化するためには、交通環境、生活環境の整備が必須であると考えております。そこで市街地再開発事業の実施により中心市街地の活性化を図るものです。
○本事業の市が支出することの説明責任がされていない。	○本事業の都市計画素案の住民説明会を令和7年2月20日に実施済みであり、今後も事業計画等の丁寧な情報提供に努めてまいります。
○市上位計画で美濃太田駅南地区の賑わいあるまちづくりを方針づけしているが、現状空き店舗が多い状態になっており、多額の市税を使うことに反対である。	○美濃太田駅周辺地区は、居住者の減少、店舗の撤退など活力が失われつつある現状を受け止め、都市計画マスタープランや立地適正化計画に示すとおりにぎわいや回遊

<p>○都市計画法第5条及び第6条に準じて行う土地利用調査を行っていない状況で用途地域の指定を行うことは許されない。</p>	<p>性を向上させるまちづくりを目指す必要があると考えております。</p> <p>○都市計画法第6条の都市計画に関する基礎調査は、おおむね5年ごとに岐阜県において実施されており、この調査結果に基づき、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定しています。</p>
<p>○都市計画法第5条及び第6条の基礎調査を行わずして用途地域の指定をしていることに問題がある。</p> <p>○50年程前の駅前広場拡張事業を失敗策だと考えており、この反省を踏まえて再開発事業に反対である。</p> <p>○美濃太田駅南地区の再開発事業のあり方を考え直す必要がある。</p>	<p>○都市計画法第6条の都市計画に関する基礎調査は、おおむね5年ごとに岐阜県において実施されており、この調査結果に基づき、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定しています。</p> <p>○美濃太田駅周辺整備将来基本構想にも美濃太田駅を賑わい核と位置づけ、美濃加茂市の玄関口として広域の中心としてもまちの顔となる魅力づくりを推進するとしています。</p> <p>○美濃太田駅南地区市街地再開発準備組合に意見があったことを伝え、美濃太田駅周辺がにぎわいあるまちになるべく事業推進を努めます。</p>
<p>○本再開発事業に多額の税金が使われるが、市民の3分の2以上が賛成してから市税が利用可能と考えているが、同意書はあるのか。</p> <p>○本事業に失敗した際に、建物等の運営は市が受け持つのか。</p>	<p>○市の上位計画である第6次総合計画や都市計画マスタープラン等にも美濃太田駅周辺のにぎわい創出を目標に都市機能の再整備を行っていくこととしており、議会や市民の皆様には説明しています。</p> <p>○本事業で計画されている建物については、権利者及び参加組合員で所有すること</p>

<p>○個人の土地に50億円等の税金を利用することは考えられない。</p>	<p>となり、市が建物を所有や管理等を行う計画にはなっておりません。</p> <p>○市街地再開発事業とは、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築や広場、街路などの公共施設の整備を一体的に行い、安全で快適な都市環境をつくるものです。個人の利益のために、補助金支出するものではありません。</p>
---------------------------------------	--